

2022 年 6 月議会 一般質問

第一質問と答弁

6 月 15 日

午後 3 時 40 分～

みよし剛史市議

1 国民健康保険事業について -----	2
今年度の国保税額について -----	2
財政調整基金について -----	3
子育て世帯への減免制度の拡充について -----	4
国保税のコロナ特例減免制度について -----	5
2 会計年度任用職員制度について -----	9
任用期間について -----	9
給与体系について -----	10
相談支援業務における会計年度任用職員の実態について	11
3 商工行政について -----	14
中小業者支援について -----	14
消費税のインボイス制度について -----	15
4 保育行政について -----	19
保育士配置基準について -----	19
保育士確保事業について -----	21
保育行政への要請書の受け止めについて -----	22
5 福山道路、福山沼隈道路建設事業について -----	24
用地取得について -----	24
土地収用について -----	24
都市計画道路多治米川口線について -----	27



みよし剛史市議：国民健康保険事業について

今年度の国保税額について伺います。

2022年度の1人あたり国保税額は、前年度から1,565円引き上げ、105,333円としました。この度の改定で、医療分の所得割税率は1.09%減の7.57%に引き下げ、均等割額を1,200円増の26,160円に引き上げています。所得階層段階別税額試算表では、医療分では2人世帯の給与収入885万6675円の税額が68,200円の減額となる一方、収入99万円の世帯は1,100円の増額です。

所得の低い加入者への負担が重くなる改定ではないでしょうか。認識をお答えください。また、均等割額を据え置いた場合の所要額をお示し下さい。

景気の悪化によって事業者・フリーランスの収入は悪化しており、年金の引き下げで高齢者の暮らしも深刻です。加入者の実質所得は、止まらない物価高騰でさらに低下することも懸念されますが、この度の改定に際して加入者の暮らしをどのように考慮されたのか、コロナ禍や物価高騰で生活が逼迫している低所得世帯への引き上げ改定をなぜ行ったのかお答えください。

所得200万円以下の加入世帯が84%を占めている状況で、人頭税

である均等割を引き上げる改定は、冷たい改定と言わざるを得ません。むしろ生活支援のために均等割は引き下げるべきです。ご所見をお示しください。

市長答弁：三好議員の御質問にお答えします。

始めに、国民健康保険事業についてです。まず、今年度の保険税についてです。本市においては、これまで、低所得者の負担を軽減するため、所得割額を高く、均等割額を低く設定してきました。

しかし、保険税率の準統一化に向けては、県が示す均等割額に近づけていく必要があることから、2024年度(令和6年度)の準統一化の時点において、急激な負担増とならないよう、段階的に引上げを行おうとするものです。

なお、均等割額を据え置いた場合の所要額は、約1億5600万円です。

みよし剛史市議：財政調整基金について伺います。

2022年度末の財政調整基金見込みは19億円余りですが、基金の

活用は減免基金と県への納付金の返還などにしか使われておらず、決算剰余金が例年通りであれば25億円程度は見込め、今後さらに積み上がっていくことも確実な状況です。準統一時において、県の国保会計に本市の基金が吸収されるのかお答え下さい。

加入者の生活が逼迫している今こそ、基金の活用で国保税の大幅引き下げを行うべきです。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、財政調整基金についてです。2024年度(令和6年度)以降の財政調整基金の活用については、今年度から、県及び県内市町で議論を開始することとなっています。

なお、今年度の保険税率の改定においては、決算剰余金約1億6千万円を充当し、保険税の上昇を抑制することとしています。

みよし剛史市議：子育て世帯への減免制度の拡充について伺います。

4月から子育て世帯の経済的負担軽減のため、全世帯の未就学児の均等割保険税の5割を軽減することになります。対象者数は2200人、影響額は2400万円です。財源は公費から支出されるため、保険財政

への影響はありません。これまで実施していた法定軽減世帯への独自減免分は財政支出が軽減されるため、この部分を活用し、子どもの均等割の廃止を行うべきです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、子育て世帯への保険税の減免制度の拡充についてです。子育て世帯への負担を軽減するため、引き続き、法定軽減世帯における未就学児を除いた18歳以下の被保険者全てに対する本市独自の減免を継続します。また、未就学児を対象とした均等割額の軽減については、対象年齢と軽減割合の拡大を全国市長会を通じて、国に要望しています。

みよし剛史市議：国保税のコロナ特例減免制度について伺います。

コロナの影響により収入が減少した加入者の国保税を減免する特例制度が2020年から行われています。20・21年度の減免実績をお答えください。減免制度は今年度分についても継続されることが明らかになっています。すでに4月から今年度分の申請受付を開始している自治体もあるようですが、福山市は2021年度分の申請受付を3月末で締め切って以来、ホームページ上での制度案内が閲覧できない状態

となっています。受け付け開始の見通しをお答えください。

4月28日付の厚労省による事務連絡では、過年度分の保険税を減免対応した分を国が全額交付する予定であることが通知されています。広島市は20、21年度分の減免申請を随時受け付けており、20年度分については、7月以降の申請は認められない可能性があるため急いで申請するよう案内しています。コロナ減免の過年度分の申請受付を随時行っている、もしくはホームページ等で制度を案内している県内自治体がどれくらいあるのかお答えください。

厚労省は、コロナ禍で事業が立ち行かなくなり、給与所得者となるなど、前年と所得区分が変わった人の場合でも、事業収入が前年度比3割以上減少していれば財政支援の要件は満たしており、すでに納めた国保税も市町村が還付できるとしています。福山市においても、コロナ特例減免の過去2年分についての申請を随時受け付け、急いで特設ホームページ等で周知するべきです。ご所見をお示し下さい。

コロナ特例の減免要件は自治体の判断で設定することは可能であり、財源として地方創生臨時交付金を利用することもできます。北海道の大雪地区広域連合や群馬県渋川市などが独自の減免要件を作っています。福山市の独自対応として、制度開始当初から問題となっていた

前年度所得がゼロの加入者も減免対象とし、収入減少の比較基準年を2019～21年の間で任意に選択できるように拡充することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、新型コロナの影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免制度についてです。

減免の実績は、2020年度(令和2年度)は、634件約1億3900万円、2021年度(令和3年度)は、232件約4200万円です。

当年度分の減免申請の受付については、課税が始まる7月から開始する予定であり、7月に送付する納税通知書にチラシを同封するとともに、市ホームページや広報ふくやまへの掲載などで周知を行ってまいります。

一方、過年度分の減免を随時受付しているのは、県内では、4市であります。

本市においても、7月からの受付に向け、準備を進めています。

次に、新型コロナの影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免については、国の基準に基づき対応してまいります。

以上

みよし剛史市議：会計年度任用職員制度について

任用期間について伺います。

会計年度任用職員制度が施行されて2年が経過しました。2021年3月末時点での再任用を除く正規職員は3975名に対し、会計年度任用職員は3016名であり、福山市における多くの行政サービスの担い手となっていますが、当制度の導入によって「一会計年度内を超えない範囲」という期限付き任用を明確にしたことにより、自治体非常勤職員の働き続ける権利は著しく制限されています。20年度から21年度に再度任用となった職員数についてお答えください。

2013年に厚労省は民間の非正規労働者の雇用継続の確立のために「無期転換ルール」を導入しています。また、パート労働法では「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止」を位置づけており、公務員の労働条件を民間労働者の労働条件や法制度に合わせる「情勢適応の原則」に反する状況が生じています。国に対して会計年度任用職員制度と他の労働法制との整合性を持たせるために無期転換ルールを導入するよう求めるべきです。

ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、会計年度任用職員についてであり

ます。

2020 年度(令和 2 年度)末に任期を満了した会計年度任用職員の内、概ね 9 割の職員について、2021 年度(令和 3 年度)に再度の任用を行っています。

次に、常勤の地方公務員の任用については、地方公務員法の規定により、競争試験による採用が原則とされており、「無期転換ルール」については、労働契約法において、適用除外となっています。

みよし剛史市議:給与体系について伺います。

会計年度任用職員の日常的な業務はほとんど正規職員と変わりはありませんが、賃金は事務補助・保育補助・技師業務は1日7000円、時給で約903円であり、広島県の最低賃金899円と同水準です。この賃金の設定は何に基づいているのかお答えください。公務の賃金が最低賃金水準では民間の賃上げも進みません。会計年度任用職員も含めた公務労働の賃上げについての必要性をお示し下さい。

市長答弁:次に、会計年度任用職員の給与については、常勤職員との均衡、必要な資格や経験、業務内容

などを考慮し、決定しています。公務員の給与は、民間の給与の実態が反映された国の人事院勧告等に基づき、決定する必要があると考えています。

みよし剛史市議：相談支援業務における会計年度任用職員の実態について伺います。

近年、社会の貧困化・困窮化に対して支援の必要性が高まり、DV・虐待・自殺対策・生活困窮者支援等、相談支援窓口の設置を義務付ける法律が多数制定されました。新たな公共サービス需要に対する体制についても多くの会計年度任用職員が配置されています。2021年度末のネウボラ及び男女共同参画センターにおける相談支援業務従事者数、その内会計年度任用職員の割合、22年度再度任用人数についてお答えください。

正規職員の人事制度は異動を前提とするため、資格を有していてもそれを活かせる業務に留まるとは限りません。そのため、携わる領域に関わる専門事項が多く、専門性を裏付ける資格職としての性質が高い相談支援業務が、かえって異動することのない非正規職とならざるを得ず、アウトソーシング化も進む状況を生じさせています。社会福祉行

政における相談支援業務の重要性についての認識をお答えください。

非正規職員は生活保護のケース判定や、DV被害者の一時保護決定等の行政決定に関与できません。より適正な行政決定を行う上では、専門性を有する者による知見が必要であり、正規職の相談支援職員が必要になります。ご所見をお示し下さい。

行政行為に携わるかどうかで身分を固定化するのではなく、職務の価値に応じた賃金と処遇を確立すること、正規の専門職採用数を拡大すること、異動を限定する職員の類型を制度化することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、相談支援業務についてであります。

相談支援業務に従事する職員は、他の業務も兼務していることから、人数をお示しすることはできません。

なお、会計年度任用職員で、ネウボラ相談に従事する職員は、昨年度末に 11 人、今年度、再度の任用した職員数は 10 人であります。男女共同参画センターにおける職員は、昨年度末に 3 人、今年度においても全員を任用しています。

社会福祉行政における相談支援業務については、必

要な知識経験を有する職員が対応することとしており、任用形態については、業務の内容や職責などを踏まえ、会計年度任用職員としています。

次に、処遇等については、必要な資格や経験、業務内容などを考慮し、決定しています。

また、採用についても、業務内容、業務量、専門性などを考慮した上で、行っています。

なお、人事異動については、適材適所を基本としています。

以上

みよし剛史市議: 商工行政について

中小業者支援について伺います。

長期のコロナ禍の影響とウクライナ危機に加え、急激な円安によってあらゆる物価が値上がりし、国民の暮らし・営業を直撃しています。政府は昨年12月、原油や原材料価格高騰を念頭に「転嫁円滑化施策パッケージ」を策定しましたが、現状では機能していません。

全国商工団体連合会が4月に行ったアンケートでは、この1年間で仕入れ値が1割以上上がったとの回答は88%という現状で、原材料や仕入れ値の上昇分を販売価格に転嫁できていないと答えた業者は76%に上っています。

コロナによる消費の抑制と急激な物価高騰の市内経済への影響について、調査の実施状況、分析をお答えください。

4月26日、岸田政権は原油価格・物価高騰に対する「総合緊急対策」を決定しましたが、中小企業対策として資金繰り支援しか盛り込まれていません。コロナ対応の無利子無担保融資は中小企業の約半数が利用していますが、まもなく据え置き期間が終了します。物価高騰の中での返済と事業継続の両立は過酷です。本市独自に中小業者への支援給付金を講じるべきと考えます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、商工行政についてであります。事業者の経営実態については、福山市産業支援者連絡会議や福の耳プロジェクトなどにより継続的に把握しています。「石油製品や原材料の仕入れ価格が上昇している」「部材の調達が困難になっている」といった声を伺っており、本市経済も影響を受けています。

今後も、国や県の支援情報をしっかりと事業者に届けるとともに、事業者ニーズを把握し、市独自の支援について、スピード感を持って取り組んでまいります。

みよし剛史市議：消費税のインボイス制度について伺います。

現在、売上げ1000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されている免税業者ですが、来年10月から消費税のインボイス制度が導入されれば、請求書を発行するのに課税業者になる必要があります。

免税業者は取引先から求められればインボイスを発行せざるを得なくなり、新たな税負担が生じます。発行しない場合は、取引先の課税業者が消費税を負担するか、取引から排除されるかもしれません。

農家の約9割が免税業者と言われていますが、簡易課税を適用して

も年間売り上げ900万円で利益180万円、そのうち13万円が消費税です。産直市では、農家が課税業者にならないと消費税の納税額が大幅に増加します。予想される影響をお示し下さい。

シルバー人材センターで働く高齢者も免税業者です。市内のシルバー人材センターにおける影響額をお示し下さい。また、福山市に物品を納入している免税業者との取引への影響をお答えください。

国は消費税分を価格に転嫁すればよいと言っていますが、市場における実際の取引価格は需要と供給との力関係で決まるため、立場の弱い零細事業者が消費税分を対価に反映できる保証はありません。

昨年6月の本会議では、「消費税は消費者が払った税を一旦事業者が預かり、それを控除した後、国庫のほうに納めていく制度であるため、免税扱いが行われると事業の運転資金に回っている実態がある」との認識を示されました。

1990年3月26日東京地裁による判決では、「消費税は事業者が消費者から預かった税金であり、それを国に納めるのは事業者の義務」との原告側の主張を退け、「消費税は消費者が預けたお金ではなく、対価の一部」という判決が確定しています。消費税が預り金ではなく対価の一部であるのなら益税は生じません。認識をお示し下さい。

インボイス制度の目的は、益税の是正と複数税率下での適正課税と説明されていますが、導入による新たな消費税収は2480億円にもなります。実質、税率変更を伴わない増税です。認識をお示し下さい。

消費税分を仮に転嫁すれば、さらなる物価上昇、消費者負担が増えることになります。市内経済においても購買力・需要・供給能力の低下が懸念されます。インボイス導入による市内経済への影響についてご所見をお示し下さい。

あらゆる物価が高騰している中、消費減税が生活と営業を支援する最も有効な手立てとなります。消費税5%への減税を国に求めるべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、インボイス制度についてであります。インボイス制度が与える影響については、事業者が置かれる状況や制度導入後の各事業者の対応が様々であるため、市として、その影響を推し量ることは困難であります。

影響額についても、免税事業者は、申告義務がないため、把握が困難と、福山税務署から聞いています。

また、市の物品調達に係る入札に参加する事業者が、

課税事業者か、免税事業者かについては、把握していません。

なお、インボイス制度は、複数税率の下で、適正な課税の実現を図るものであり、国においては、導入に向けて、事業者への影響に配慮し、十分な経過措置期間を講じているものと認識しています。

また、消費税の減税を国に求めることについては考えていません。

みよし剛史市議: 保育行政について

保育士配置基準について伺います。

3月本会議において、我が会派が市内法人立保育施設等に勤めている保育従事者数と公定価格上の保育士数について尋ねたところ、2021年4月時点において、勤務している保育士は1596人であるのに対し、公定価格上の保育士は1021人であるとの答弁であり、配置基準の1.6倍の保育士が働いている実態が明らかになりました。

国の配置基準と実態が大きく乖離していることについて、保育施設運営にどのような影響があると認識しているかお答えください。また、福山市立保育所・こども園における各年齢児童数と、対応する担任保育士数についてお答え下さい。

昨年12月本会議では、事故の未然防止と事故発生時の適切な対応を行うため、独自に国の基準よりも手厚い保育士配置基準を設けることを求めたのに対し、「国の基準を踏まえ、本市の条例により定める基準に基づき、適切に配置されており、それぞれの施設の状況に応じ加配を行っていく」との答弁でした。福山市立保育所・こども園における加配基準、加配保育士の状況についてお答えください。

2019年の内閣府資料によると、利用児童89人、1日11時間、週6

日開所する保育園を、週40時間勤務の担任保育士9人で運営することを想定して公定価格は積算されています。国の基準でシフトを組むことが適切と考えられるのか、認識をお示し下さい。

市長答弁：次に、保育士の配置基準についてであります。児童数は年度末に向けて増えていくため、公定価格上の保育士数は、4月は年間で最も少ない人数となっています。

通常、施設では、年度末までに入所してくる児童数を見込んで職員を配置していること、また、公定価格上の人数には含まない、一時預かり事業や延長保育事業に従事する職員等も配置していることから、差が生じているものであります。

そのため、本市独自の乳児保育促進事業や、一時預かり事業費補助などにより施設の負担軽減を図っています。

次に、公立保育施設における本年4月1日時点における入所児童数は、0歳児から5歳児まで、それぞれ、年齢別に46人、364人、572人、836人、930人、861

人となっています。

担任保育士数は、全体として 325 人であります。

加配保育士については、障がい等の程度に応じ障がい児加配を 40 人配置しています。保育士の配置基準は、国の基準に基づき設定しています。

みよし剛史市議：保育士確保事業について伺います。

保育士不足は近年の待機児童や兄弟姉妹で別々の入所ケースが発生する大きな要因となっており、本市では2019年度より3つの保育士確保事業を行っております。事業開始から3年が経過していますが、それぞれの事業実績と効果検証についてお示し下さい。

保育士確保が困難な中でも保育予約分は受け入れなくてはならないため、直接雇用よりも人件費が2～3割高い人材派遣会社に頼らざるを得ない状況も生じています。保育士不足は保育所運営も圧迫しており、保育士確保事業のさらなる充実化が必要です。今後のあり方についてご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、保育士確保事業についてであります。

「保育補助者雇上強化事業」では、昨年度、87 人の雇用に繋がり、保育士の家賃を補助する「保育士確保促進事業」では、11 人が活用しました。

「保育士資格取得支援事業」の利用者は1人でした。

保育士の確保策については一定の効果が見込めるため、引き続き、取り組んでまいります。

みよし剛史市議：保育行政への要請書の受け止めについて伺います。

5月26日、福山保育団体連絡会から「保育予算を増やし保育行政の充実を求める要請書」が7426筆の署名を付して提出されています。本要請書の要請項目は、①保育施設基準・保育士配置基準の独自の引き上げ、②保育士・放課後児童支援員の処遇改善、③看護師・保健師の施設への配置支援、④保育所も幼稚園と同様に満3歳からの保育料無料化と副食費の無料化であり、いずれの項目も保育現場や利用者の切実な要望です。それぞれの要請項目の必要性についての市長の認識をお示し下さい。福山市の保育充実に向けて要望を実現すべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、要請書に盛り込まれた項目について

ては、いずれも、国の基準や財源の確保等の観点から、
一律の実施は難しいと考えています。

みよし剛史市議:福山道路・福山沼隈道路建設事業について

用地取得について伺います。

福山道路事業化区間及び福山沼隈道路建設事業に必要な用地面積、その内宅地部分の比率、現在の用地取得率、事業全体の用地費用、補償費用についてお答えください。

市長答弁:次に、福山道路、福山沼隈道路についてあります。福山道路の事業化区間については、・面積「約 20 万平方メートル」、・宅地割合「約 18%」、・用地補償費「約 80 億円」であり、本年 5 月末時点の用地取得率は、「約 95%」であると国から聞いています。福山沼隈道路については、・面積「約 22 万平方メートル」、・宅地割合「約 12%」、・用地補償費「約 100 億円」であり、本年 5 月末時点の用地取得率は、「約 89%」であると県から聞いています。

みよし剛史市議:土地収用について伺います。

福山沼隈道路建設用地の土地収用法に基づいた収用手続きが進められていますが、強引な進め方に住民から抗議の声が上がっています。

広島県は2010年3月17日、草戸町における共有地についての境界立会を行っております。代表者1名を立ち会わせていますが、当該共有地は10名の地権者がおり、その他の地権者に対しては委任の確認を行っていません。また、代表者以外の地権者には境界立会を行う通知、立ち会いの参加を求める案内も行っていない。当該事例における土地境界確認の手続き上の問題点について認識をお示し下さい。

この境界立会に基づき、同日付で広島県東部建設事務所長への「土地境界立会確認書」、福山市長に対して「承諾書」が提出されていますが、それぞれの行政文書の有効性について認識をお示し下さい。

県の強引な手法に対する不信から、地権者による境界の同意が得られておらず、境界未確定となっています。広島県はそのまま収用裁決申請を行い、収用委員会は土地所有者等を不明として裁決することができると主張しています。しかし、土地収用法における不明裁決制度では所有者不明、もしくは境界についての争議が生じている場合は想定していますが、所有者が明らかなのであれば境界を確定させることが前提です。制度の恣意的な運用によって強引に用地取得を進めることは財産権の侵害となりますが、この場合の行政手続き上の瑕疵の可能性について市としての認識をお答えください。

市長答弁：次に、福山沼隈道路の土地収用法に基づく用地取得についてであります。

共有地の境界を確定するためには、地権者全員の同意が必要であります。

この度の境界の確定に当たっては、代表者に現地で立ち会っていただいた後、改めて、残る地権者全員に境界確認について説明していると聞いています。

「土地境界立会確認書」は、これに記名・押印した者が、現地で境界を確認したことを、「承諾書」は、これに記名・押印した者が、本市が管理する土地との境界に承諾したことを証明する文書であります。

今回の共有地に係るこれらの文書については、地権者全員が記名・押印した文書ではないため、これをもって境界を確定させるものではないと認識しています。また、用地取得に向けて、県は、地権者に対し、再三に渡り境界立会をお願いしていますが、応じてもらえず、境界を確定できない状況が続いています。

今後も用地取得への協力が見込めないことから、や

むなく、土地収用法に基づいた収用裁決の手続に移行すると聞いています。

みよし剛史市議：都市計画道路多治米川口線について伺います。

福山道路未事業化部分の多治米川口線2km区間は、併設する側道を含むと60mの道路幅が想定されています。この場合の必要な事業用地面積と宅地が占める割合をお答えください。

仮にこの規模の道路が整備されると、東西の行き来が容易ではなくなるため、地域、町内会が分断されるのではないかと住民から不安の声が上がっています。また、多治米・川口・川口東小学校区を縦断するため、児童の通学への影響を懸念する声もあります。このルートによる地域コミュニティへの影響についての認識、町内会・学区の再編の可能性についてお答えください。

昨年12月議会において、当該ルート上の住民から具体的な事業内容や地域への影響について説明を求める声が上がっていたことから、住民の意見を聞く場を設けるよう求めたところ、「事業化の段階において、事業説明会により、丁寧に意見を伺う」との答弁にとどまり、対話の姿勢が見えません。道路建設における住民合意の重要性について

の認識をお答えください。

福山道路の未事業化区間については、効果の早期発現が得られる区間から事業化する考えであるとのことでしたが、現在の未事業化区間において調査が実施されている区間をお答えください。

多治米川口線のルートの事業化は、地域住民生活への影響は多大であり困難です。国に対してルートの再検討を求めるべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、都市計画道路多治米川口線についてであります。

福山道路も含めた計画区域の面積は、地図上で計測すると「約 12 万平方メートル」となりますが、その宅地割合は、事業化の段階で把握してまいります。

次に、自治会(町内会)や学区の再編についてであります。

現状でも地区内に幹線道路が含まれる自治会等は複数あり、再編については考えていません。

また、道路建設においては、住民に対し、整備の内容や必要性について丁寧に説明し、合意形成を図って

いくことが重要であると考えています。

福山道路については、事業化区間の着実な事業実施に努めているところであり、未事業化区間の事業化に向けた調査については、現時点で行っていないと国から聞いています。

現ルートは、都市計画法に基づいて適切な手続のもと決定されており、変更は考えていません。